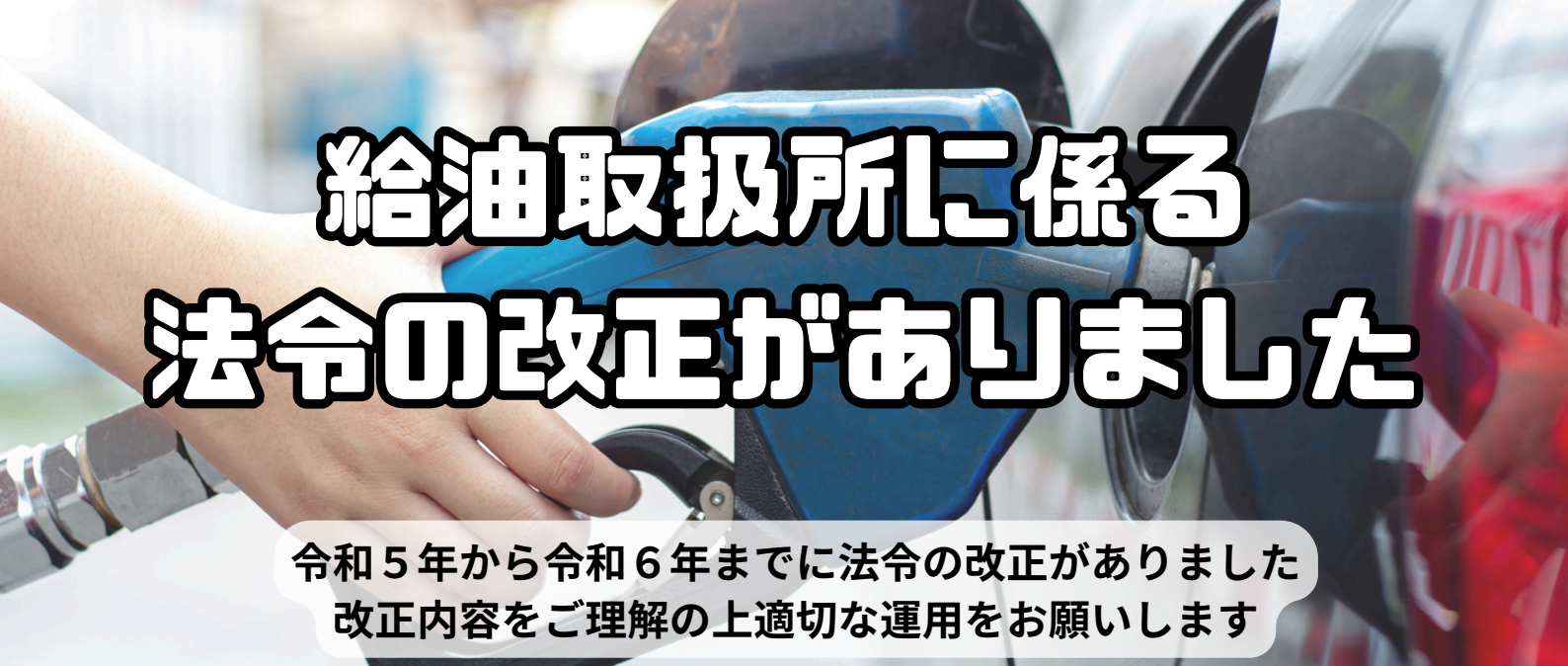




給油取扱所に係る 法令の改正がありました

令和5年から令和6年までに法令の改正がありました
改正内容をご理解の上適切な運用をお願いします

- ① 固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限（200リットル／日）がなくなりました。（令和5年12月27日施行）

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（1,000リットル／日）に変更はありません。

- ② 固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000リットル以下のタンク（内部を2,000リットル以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入することができるようになりました。（令和5年12月27日施行）

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（1,000リットル／日）に変更はありません。

- ③ 給油取扱所に設置できる建築物の用途が拡大されました。（令和5年12月27日施行）

映画館、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することが可能となりました。

- ④ 給油取扱所の業務に必要な設備として、尿素水溶液供給機及び急速充電設備が追加され、位置、構造、又は設備の基準が定められました。（令和5年12月27日施行）

- ⑤ 移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業中に、固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。（令和5年12月27日施行）

～ 以下の措置が必要です ～

- 給油ノズル及び注油ノズルに満量停止措置を設けること。
- 専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止措置を設けること。
- 予防規程に荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策を明記すること。

- ⑥ 営業時間外に安全対策を行うことで係員以外のものが入り出できるようになりました。（令和5年12月27日施行）

～ 以下の措置が必要です ～

- 営業時間外の係員以外の者の出入り制限緩和のための安全対策を講じること。
- 予防規程に緊急時の対応に関する表示その他給油業務が行われていないときの保安のための措置を明記すること。

- ⑦ 乗用車等によるプラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。（令和6年3月1日施行）

～ 以下の要件をすべて満たしているものに限りです ～

- 容器にUN表示及び容器記号 3H1 が記されていること。
- 容積（容量）が10リットル以内であること。
- 当該容器は製造から5年以内のものであること。



ガソリン用プラスチック製運搬容器の例



UN表示及び容器記号 3H1